

# 裁判の傍聴にご参加を！（大阪地裁）

## 12月10日（月）国相手の大飯原発止めよう裁判

### 越畑火山灰問題で、大飯原発を直ちに止めるよう求めます

＊法廷終了後の交流会：火山灰問題、「水俣と原発 写真展とトーク」の紹介等

○14：20～14：30 傍聴の抽選券配布（大阪地裁 別館玄関前）

★14：30 抽選

○15：00 第28回法廷 大阪地裁202号大法廷（終了後進行協議）

○法廷終了後～17：30 報告・交流会：AP大阪淀屋橋3階I会議室

12月10日（月）、国相手の大飯原発3・4号止めよう裁判に、ぜひご参加ください。

#### ○越畑火山灰の問題：原発の運転を直ちに停止すべき

原子力規制委員会は11月21日、関電の大山火山灰調査結果を明確に否定し、京都市越畑で25cmの層厚になると認めました。大飯・高浜原発の火山灰層厚は10cmとして、設置変更の許可を受け運転しています。今回の新たな決定に基づき、原発の運転は止めるべきです。

さらに、火山灰対策（非常用ディーゼル発電機のフィルター等）の保安規定の審査（12月末が期限）も層厚10cmを前提にしているため、この審査もやり直しが必要です。

国は来年3月以降に反論を出すと、引き延ばしています。

#### ○地震動「ばらつきの考慮」：前回の法廷で裁判長が国に文献提出を求める

原告はこれまで、地震規模を求める際に、国の審査ガイドで要求されている「ばらつきの考慮」を国・関電が無視していると批判してきました。「ばらつきの考慮」を行えば、想定すべき地震規模はより大きくなり、基準地震動（最大加速度）もより大きな値となります。

前回、裁判長は国に「ばらつきの考慮」に関する文献提出を求めました。裁判長の的を射る指摘に対し国はどう答えてくるのか。注目しましょう。

法廷終了後には、進行協議が行われます。裁判所と双方の弁護士等が参加し、今後の裁判の進行について協議します。報告会でお知らせします。

報告会	
当日の法廷のやり取りや書面について、また進行協議について弁護団から説明を受け、議論します。原告は、地震動に関する国批判の書面や火山灰の書面を提出します。	
交流会	
• 越畑火山灰問題：越畑問題の経緯、関電の主張を否定して、規制庁がどのように越畑25cmと結論づけたのか等を報告し、議論します。	
• 「水俣と原発 写真展とトーク」企画の特別紹介 この企画は12月9日から始まりますが、交流会で特別に紹介します。 お話：アイリーン・美緒子・スミスさん、菅野みずえさん	
• 関電の中間貯蔵問題：関電が福井県知事に約束した県外候補地の期限は12月末。高浜町・おおい町での戸別訪問の様子等も紹介します。	

おおい原発止めよう裁判の会 連絡先：美浜の会 気付

大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581

2018.11.27